

2026 年 7 月 28 日

No.GMY_001

EU 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）

— 日系企業が今から備えるべき理由 —

執筆者：ドイツ連邦共和国弁護士 シャーヒン・キョックサル*

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

I. はじめに

EU包装及び包装廃棄物規則（Packaging and Packaging Waste Regulation、以下「PPWR」）は、2026年8月12日から、原則としてEU加盟各国において直接適用されます。従来の包装指令（94/62/EC）が各加盟国の国内法化を経て適用されていたのに対し、PPWRは「規則（Regulation）」という法形式が採られており、加盟国による立法措置を待たずに、EU域内で一律かつ直接的に効力を生じる点に大きな特徳があります。

PPWRは、欧州グリーンディール及び循環経済行動計画の一環として、包装の削減、リサイクル適性の向上、再生材の利用拡大、再使用・詰め替えの促進等を通じて、包装に起因する資源消費と廃棄物を構造的に削減することを目的としています。多くの企業がこれを単なる環境規制、いわば「包装に関する技術基準の更新」として捉えがちですが、実際にはデータ管理体制、契約関係及び域外事業者の法的地位にまで踏み込む、より広範な規律であるという点を強調しておきたいと考えます。

本ニュースレターでは、PPWRの内容全般を網羅的に紹介するのではなく、ドイツを含むEU域内に子会社・販売網を有し、又はEU向けに製品を輸出・販売する日系企業にとって、特に法的検討を要する論点に絞ってご説明します。

II. 適用範囲と「生産者」該当性の確認

PPWRは、素材の種類を問わず、EU市場に流通するほぼすべての包装（一次包装・二次包装・輸送包装、通信販売用の梱包材を含む。）を対象とします。義務の中心的な名宛人は「生産者（producer）」ですが、この概念は必ずしも製造者そのものに限られず、自社ブランドで包装済み製品をEU市場に最初に投入する者、輸入者、さらには一定の場合には通信販売事業者も含まれ得る、広がりのある概念です。

日本本社が製造した製品を、ドイツ子会社又は現地販売店を通じてEU市場に投入している場合、グループ内のどの主体が「生産者」として義務を負うのかは、契約関係及び流通形態によって異なります。まずは自社のサプライチェーン上の各段階について、PPWR上の役割（生産者・輸入者・流通業者等）を洗い出すことが、あらゆる対応の出発点となります。

III. EU域外事業者に対する新たな義務：授権代理人（Bevollmächtigter）の選任

PPWRの重要な特徴の一つは、EU域内に拠点を持たない事業者が、通信販売等によりEU域内の消費者に直接製品を届ける場合、当該事業者は包装に関する生産者責任を免れないという点です。この場合、当該事業者は、包装が実際に上市される加盟国ごとに、EU域内に所在する「授権代理人」を選任し、登録・拡大生産者責任（EPR）に基づく義務の履行を委任しなければなりません。

日本から直接EU域内の顧客（企業向け・消費者向けを問わない）に製品を出荷している場合、又はEU域内の物流拠点を介さずに越境ECで販売している場合には、この授権代理人の選任義務が直接に問題となります。既にドイツ等に子会社を有する場合であっても、当該子会社が自動的に授権代理人としての役割を担うわけではなく、明示的な選任・契約上の整理が必要です。

EU向け販売チャネルごとに、授権代理人の選任が必要となるか否かを精査し、必要な場合には選任契約の締結及び加盟国ごとの登録手続を、2026年8月の適用開始前に完了させることを推奨します。

IV. 包装の設計・素材要件

PPWRは、包装の設計自体に関する要件を段階的に導入します。まず、食品接触包装における有機フッ素化合物（PFAS）の使用制限が2026年8月から適用されます。さらに、2030年以降は、プラスチック包装についてリサイクル適性の等級評価（A～E段階）に基づく上市制限、再生材の最低使用比率、通信販売用及び集合包装における空隙率の上限（原則50%）、並びに一部業種における再使用・詰め替えの数値目標が順次適用される予定です。

実務上の影響

食品、化粧品、日用品等を EU 域内で販売する日系企業においては、PFAS 規制への早急な対応が必要です。また、電子部品や自動車部品等を輸送包装で EU 域内に出荷する企業においても、2030 年以降の空隙率規制や再生材比率の要件を見据え、包装設計・調達仕様の見直しを段階的に進めることが望まれます。

V. 表示義務とデジタル対応

2028 年以降、包装には、消費者による分別排出を容易にするための統一的な表示（素材構成・分別区分を示すラベル）の貼付が求められる見込みです。また、これと並行して、製品・包装に関する情報をデジタル形式（QR コード等）で提供する仕組みの整備が進められており、EU が並行して進めるデジタル製品パスポート（DPP）構想とも密接に関連します。日系企業においては、包装デザイン・印刷工程の見直しに加え、当該デジタル表示に紐づく製品データの整備が必要となります。

VI. データガバナンス及びIT体制の整備

なぜ「法務」だけの問題ではないのか

PPWR の遵守を継続的に証明するためには、包装の素材構成、リサイクル適性等級、再生材使用比率等の情報が、正確かつ最新の状態で、いつでも提出可能な形で保持されている必要があります。多くの企業では、これらの情報が調達・製品開発・生産・販売の各部門に分散して管理されており、相互に連携していないケースが少なくありません。

日系企業グループにおいては、製品仕様及び包装材データの多くが日本本社側で管理されている一方、EU 域内における規制対応・登録手続はドイツ子会社等の現地法人が担うという分業構造が一般的です。この「データの所在地」と「コンプライアンス責任の所在地」の乖離こそが、PPWR 対応における最大の実務的課題になり得ると考えられます。早期に、本社・現地法人間でのデータ連携体制及び責任分担を明確化することを強く推奨します。

VII. ドイツ国内法との関係

PPWR は規則としてドイツ国内でも直接適用されますが、これに伴い、ドイツの包装法（Verpackungsgesetz, VerpackG）についても、PPWR との整合性を確保するための改正法（Verpackungsdurchführungsgesetz）の整備が進められています。ドイツ国内の中央包装登録機関（Zentrale Stelle Verpackungsregister、いわゆる LUCID 登録）への登録義務や、二元回収システムへの参加義務、リサイクル適性に応じた「エコモジュレーション（環境負荷連動型手数料）」の仕

組みについても、PPWR の枠組みを踏まえた見直しが行われる見込みです。既に LUCID 登録・二元システム参加義務を履行している日系企業においても、今後の制度変更により、登録内容の更新や費用構造の見直しが必要となる可能性があります。

VIII. 契約上の留意点

PPWR 対応においては、社内の体制整備に加え、サプライヤー及び販売先との契約関係の見直しも重要です。特に、（１）包装材データ（素材構成、リサイクル適性、有害物質不使用証明等）の提供義務をサプライヤーとの契約に明記すること、（２）EU 域内の流通業者・販売代理店との契約において、PPWR 上の義務（登録、表示、授權代理人としての役割等）の分担を明確化すること、（３）不遵守が生じた場合の責任分配及び補償条項を整備することが、紛争予防の観点から重要となります。

IX. 今後のスケジュールと推奨される対応

PPWR は、2026 年 8 月 12 日の適用開始をもって完結するものではなく、2028 年（表示義務等）、2030 年（リサイクル適性・再生材比率・再使用目標等）、さらには 2035 年及び 2040 年（数値目標の引上げ）に向けて、要件が段階的に強化される「積み上げ型」の規律です。したがって、直近の適用開始日への対応にとどまらず、複数年にわたる対応ロードマップの策定が不可欠です。

具体的には、①グループ内における生産者・輸入者・授權代理人等の役割の確認、②包装材データの棚卸しと管理体制の一元化、③既存のコンプライアンス管理システムの PPWR 対応状況の点検、④必要な登録手続（LUCID 登録、授權代理人選任等）の 2026 年 8 月までの完了、⑤サプライヤー・販売契約の見直し、⑥2028 年以降の実施細則の継続的なモニタリングという順序での対応を推奨いたします。

X. おわりに

PPWR は、包装という一見限定的な対象を規律するものでありながら、その実態は、データガバナンス、IT 基盤、契約実務及び会社間の責任分配にまで及ぶ、構造的な対応を要する規制です。特に、EU 域内に拠点を持たずに製品を投入している日系企業にとっては、授權代理人の選任義務という新たな法的義務への対応が急務となります。貴社グループにおける具体的な該当性の判断、契約書の見直し及び登録手続の要否については、個別の事実関係に応じた検討が必要となります。

以上

執筆者

弁護士 シャーヒン・キョックサル*（オブ・カウンセル、ドイツ連邦共和国弁護士）

Email: koksai.sahin@aplav.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ドイツプラクティスチーム

Email: ipg_germany@aplav.jp

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） 	大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office （A&S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階 	福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&S 福岡法律事務所） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階 
ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 	ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom 	フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325 Frankfurt am Main, Germany 
ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium 	ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam 	